

姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画（第3期）

1 策定趣旨

配偶者や交際相手からの暴力（以下「DV」という。）は、被害者やDVを目撃した子どもの心身に深い傷を残し、人格の形成や心身の成長にも影響を与えます。

この根絶に向けては、行政や関係機関だけでなく、市民一人ひとりが、DVは身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、DVを容認しない社会の実現に向け、継続した取り組みを推進していかなければなりません。

姫路市では、国の法整備や基本方針の策定など、DVを取り巻く環境の変化に合わせて、本市の相談体制の強化と継続的に被害者への支援施策等を推進するため、姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画（第2期）を策定し、各種施策の実施に取り組んできました。

この間、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律において、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等の適切な連携協力についての法文上の明確化や兵庫県のDV防止・被害者保護計画の改定などがありました。

また、JKビジネスやAV出演強要被害、人身取引被害などの新たな課題の発生やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の急速な広がり等、社会情勢も変化しています。

この度、現行計画（第2期）の期間が満了することから、このような状況を踏まえ、相談体制の強化や自立支援策など被害者への支援とともに、若年層のDVに対する教育や予防啓発の推進など、本市のDV対策を推進するため、第3期計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく計画であり、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」の政策のひとつ「人権尊重社会の形成」の実現に向けた、「人権侵害への対応策の充実」に関する取組の方向性を定める計画とします。なお、策定に当たっては、「姫路市男女共同参画プラン2022」及びその他の関連計画の内容と整合を図ります。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までとする。なお、計画期間内であっても、社会・経済情勢の変化やDV防止法の改正、国の基本方針や県の基本計画の見直し等の盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。